

2025.01.23 川崎市との意見交換経過説明会

アンケート回答・質問等のまとめと川崎市からの回答について

回答数について

《総回答数》 28名

《在籍区別》 川崎市 4名 幸区 6名 中原区 6名
高津区 7名 宮前区 3名 多摩区 1名 麻生区 1名

《理解度別》 良く理解できた 9名 理解できた 16名 やや分かりにくかった 3名
(理解できなかった 0名)

設問 「今回の説明会に参加して、業務に活かせると思った点についてご記入ください。」

《多数回答のまとめ》

- 「電子申請」「オンライン申請」関連（課題管理シート番号 1, 2, 5） 20件
- 「申請（居宅届、閲覧請求等）の負担軽減」関連（シート番号 3, 5） 5件
- 「法定研修の費用助成」関連（シート番号 14） 2件

《その他意見》

- 「オンラインシステムを実際に見せてくださったので試してみようという気持ちになりやすかったと思います。区レベルでも同様にアナウンスができるとういと感じました」
- 「業務負担等の課題に対する川崎市の現状（方針決定、運用予定）が分かりやすかった。今現在の業務というより今後注目していきたい。」
- 「生活保護者の金銭管理「やまて」を利用したかったが、ほぼパンク状態で受けられないと聞かされて大変困っていた。対応していただいているとの話があり、少しほっとしている。」
- 「課題管理シートのNO13, 15」（注：詳細の記載は無し）

設問 「意見交換会の説明、意見交換の内容に関する質問がありましたら、ご記入ください。」

《質問》

- 「シート番号 18 について 現在の居宅介護サービス提供依頼書兼入院時情報提供書に加えて、兼災害時非難支援情報提供書を活用していくことで良いか。」

【川崎市回答】

災害時避難支援情報提供書について、様式が以前のものとなっていますので、今回更新されたものに変更いたします。

そのうえで、こちらの運用方法については改めて通知いたします。

(連絡会注記)

こちらの質問については「災害時個別避難計画書」提出時の添付資料としての「(様式5) 共通帳票」に対する質問と解釈して川崎市に回答いただきました。

上記回答の通り、「災害時個別避難計画書」提出時の添付資料としての「共通帳票」も、今回更新した様式に変更する方向で動いていただいております。

- 「居宅届け閲覧等請求書同意不要のくだり、居宅届け改めて提出したほうが良いのか」

【川崎市回答】

進捗管理シートで回答済み（必要に応じてご判断いただきたい）

(連絡会注記)

居宅届を改めて提出する必要はありません。ただし、閲覧請求書の委任状欄の記載が不要となるのは、原則として令和7年4月1日以降に提出した居宅届の同意欄に署名があった場合に限り、それ以前に提出した居宅届に関しては、たとえ同意欄に署名があったとしても原則このルールは適用されません。尚、このルールに適用させるために、改めて同意欄に署名のある居宅届を提出することは可能です。

詳細については、令和7年3月28日付のメールマガジン（件名「【居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書と川崎市介護保険制度における閲覧等請求書の同意欄の取扱いについて（通知）の発出について】」）をご参照ください。

- 「電子申請の内容で、必須の項目のなかで記載できないものがある場合は、どうしたら良いか？例えば、メールアドレスは無い等。」

【川崎市回答】

必須項目は入力する必要がありますが、組織メールを御活用いただくほか、webmail等のアドレスを取得していただく等で対応をお願いします。

《その他意見》

(連絡会注記)

その他意見については、川崎市より以下の回答をいただいております。

- ・御意見を参考にさせていただきます
- ・特に回答が必要と思われるものについて回答しています

- 「癌末期の方の介護度については要介護 2 以上が妥当ではないか、と感じています。病院からの依頼で受けると早いと 1~2 か月で終了することが珍しくありません。介護度が出ていないと軽度者申請も同時に行ってスタートしています。業務の効率化は本当に必要と思います。」

【川崎市回答】

国でも重要な課題であると認識しており、全国的に制度的な対応が必要であることから、状況を注視してまいります

- 「癌末期の一定の介護度について、介護保険認定の必要性がないのではと思います。」

【川崎市回答】

厚労省が発出した令和6年5月31日付事務連絡「がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について」につきまして、指定居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに対し周知を行うとともに、本市としましても一次判定結果を指定居宅介護支援事業者等にお伝えするなどの対応を行ってきたところです。

令和5年に厚生労働省認定適正化専門員に対し、同様の質問を行った際は、「介護の現場からは、一次判定よりも重い要介護状態で判定すべきではないか等の話が寄せられることも多いです。調査票の時点、意見書の最終診察日の時点での状況を捉え、介護の手間の視点で判断していただくこと原則となります。」との回答でした。

- 「金銭管理支援事業の市の対応。もっと力を入れて欲しい。他の方法も検討して欲しい」

【川崎市回答】

生活保護・自立支援室では「被保護者金銭管理等支援事業」を実施しております。本事業については、予算と利用定員の制約がある中で、支援の必要性などを判断しながら受け入れを行っております。財産をお預かりする以上、本人の同意が必須となります。支援依頼を受けた後、本事業の受託事業者が本人と面接した際に同意が確認できず、支援を開始できないケースが散見されます。本事業の受託事業者も限られた人員の中で、新規受け入れのための面接等を行っておりますので、支援依頼の際には保護課ケースワーカーやケアマネジャーによる本人への事業説明や意向確認を丁寧に行っていただくことが必要と考えております。

生活保護受給者ではない方、成年後見に該当すると思われる方については、他の事業の利用をご検討ください。

- 「こころの健康相談室ふぉーえむ とても気になった」
- 「支所が統合されたこの機会に、夫々の支所の良い点は、即座に実行してほしい。」
- 「困っている家族や本人が地域から孤立しないためにも川崎市も私たちも両者でその家族・地域と一緒に入っていけるようになると、関わる一人一人の負担が軽減するのではと思います。」
- 「今後解決する予定の案件が、解決した時に周知をしていただけるとありがたい。」
- 「業務負担の軽減や介護支援専門員のなり手の減少に対する対応が必要なのは日々感じます。負担軽減することはケアマネの離職を減らすことになると思います。法令遵守の中、監査、ケアプラン点検、情報公表、研修の実施や参加。親身になって誠実なケアプラン作成を行うことをモットーにやってきましたが、時間が足らず、自分に自信が持てなくなりそうです。人材確保困難の影響でどこの事業所も業務縮小が顕著な昨今。政令指定都市川崎市にもっと積極的に動いてほしいと改めて思いました。」
- 「閲覧等請求書の請求者の欄（氏名又は事業所名）に管理者・氏名を記入することになりましたが、管理者の業務が増えています。他のケアマネが事業所の押印して持って行った時に管理者の記入が必要と言われ持ち帰ったことがありました。もう少し簡素化できませんか。」

【川崎市回答】

閲覧等請求書につきましては、従前よりケアプラン作成のために事業者が請求する場合は代表者または管理者の記入をお願いしているところです。

閲覧請求については、いただきました御意見を踏まえながら、手続き全般において業務負担軽減の観点から見直しについて検討してまいりたいと考えております。

設問 「川崎市からの告知・案内事項に関する質問がありましたら、ご記入ください。」

《質問》

- 「災害時個別避難計画について、令和7年度末までに作成で良いか。」

【川崎市回答】

災害時の避難に関することになりますので、可能限り、出水期（5月末）までの対応をお願いします。

- 「g-biz についてそれぞれのケアマネジャー個人が認証されて、電子申請ができる仕組みを取ることになりますか。」

【川崎市回答】

g-biz のアカウントについては、今後通知をお送りする予定です。

《その他意見》

(連絡会注記)

その他意見については、川崎市より以下の回答をいただいております。

- ・御意見を参考にさせていただきます
- ・特に回答が必要と思われるものについて回答しています

●「地域リハビリ支援拠点 助言や同行訪問などして下さることが理解できた まずは気軽に TEL してみようと思えた」

●「健幸福寿プロジェクト 参加者が減少している点 日常業務に追われているケアマネが多数いて 参加に伴う書類作成などが負担になっているのかもしれない」

【川崎市回答】

参加時や評価時に「ケアプランの提出」「報告書の提出」等はありません。参加申込の手続きの際に記入（入力）していただく内容についても可能な限り簡略化に努めております。御参加をお待ちしています。

●「個別避難計画書、利用者、家族、周知されず説明等で手間暇増大中、行政からも必要性 PR して欲しい」

【川崎市回答】

利用者や家族への周知は重要な課題であると認識しておりますので、市政だよりやコミュニティラジオ、各種イベントへの出展等を通じて周知を図ってまいります。